

定 款

株式会社NFKホールディングス

令和5年6月27日改訂

定 款
株式会社N F K ホールディング
第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は株式会社N F K ホールディングスと称し、英文ではN F K HOLDING S CO., LTDと表示する。

第2条（目的）

1. 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社の株式もしくは持分を所有することによって、またはそれ以外の方法及び形態によって、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1) 各種燃焼工業用機械の設計並びに製造、販売
 - (2) 各種工業窯炉の設計並びに製造、販売
 - (3) 各種燃焼技術を活用した環境設備機器及び省エネルギー設備機器の設計並びに製造、販売
 - (4) 各種燃焼設備の配管、設備工事及びタイル、レンガ、ブロック工事
 - (5) 各種燃焼設備の導入、設置、メンテナンス業務
 - (6) 工業所有権、著作権等の無体財産権の取得及び譲渡に関する事業
 - (7) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - (8) ビル管理、倉庫管理、清掃業
 - (9) 不動産の売買、賃貸借及び管理業
 - (10) 株式及びその他有価証券の保有、運用、金銭債権の買取り、債務の保証・引き受け及びそれらの仲立業
 - (11) モーター、バッテリー等の設計並びに製造、販売
 - (12) グループ会社及びその他企業への経営指導、コンサルタント業務
 - (13) グループ会社、内外のベンチャー企業及びその他企業への投融資及び投融資の仲介、斡旋
 - (14) 各種電気製品及びその部品の製造、販売
 - (15) 産業廃棄物の処理に関する設備の開発、製造、販売及び産業廃棄物処理業
 - (16) 代替エネルギーに関する発電事業及び売電事業
 - (17) 温浴施設、飲食店、宿泊施設、スポーツ施設、レジャー施設の経営及びこれらに関するコンサルタント業務
 - (18) 結婚情報サービス事業
 - (19) 労働者派遣事業及び職業紹介事業
 - (20) 集積回路、半導体素子等の電子部品の製造・開発・販売及びこれらの製造装置及

び検査装置の製造・開発・販売

- (21) 飲食料品の製造、加工及び販売
- (22) 衣料品及び服飾雑貨並びに日用品及び生活雑貨の販売
- (23) 旅行業法に基づく旅行業
- (24) 給排水衛生設備工事及び冷暖房空調設備工事の設計及び施工
- (25) 空調機器の設計、製作及び販売
- (26) 古物営業法に基づく古物商

2. 上記に関連する一切の業務

第3条（本店所在地）

当会社は本店を東京都港区におく。

第4条（機関）

当会社は、株主総会のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第6条（会社の発行可能株式総数及び株券の種類）

当会社の発行可能株式総数は、11,861万株とする。

第7条（取締役会決議による自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は100株とする。

第9条（単元未満株式を有する株主の権利の制限）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は株主名簿管理人をおく。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第3章 株主総会

第4章

第12条（株主総会の招集）

定時株主総会は毎決算日の翌日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は必要あるとき隨時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。但し、取締役社長に差し支えがあるとき又は欠員のときは取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

第15条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の

3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することが出来る。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第18条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は電子提供措置を取る事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第5章 取締役及び取締役会

第6章

第19条（取締役の員数及び選任）

1. 当会社の取締役は7名以内とし、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当会社の代表取締役は取締役会の決議により選定する。
2. 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の事務を執行する。
3. 取締役会はその決議によって、取締役社長、会長各1名、必要に応じて取締役副

社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。
2. 但し、取締役社長に差し支えがあるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急の場合はその通知期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

第25条（取締役会の議事録）

1. 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
2. 前条第2項の決議があつたとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

第28条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の

定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第29条（監査役の員数及び選任）

1. 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

第31条（補欠監査役）

1. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条第2項の規定を準用する。
3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなる。

第32条（常勤の監査役）

監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会は各監査役がこれを招集する。
2. 監査役会の招集は各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発する。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
3. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は監査役の過半数をもってこれを決する。但し、会計監査人の解任の決議は監査役の全員一致をもって行う。

第35条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第36条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

第37条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

第38条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第39条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第40条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第41条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会計監査人との間で当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1000万円以上であらかじめ定める額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計算

第42条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

第43条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第44条（剰余金の配当等の決定機関）

1. 当会社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議により定める。

第45条（剰余金配当の基準日）

1. 当会社の期末余剰金配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第46条（配当の除外期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3ヶ年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。